

事故救済制度における認知症の診断についての検討事項

<前提事項>

- 事故救済制度の対象者：認知症と診断された人
- 認知症の定義：介護保険法第5条の2に規定する脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態。（道路交通法上同義）
- 運転免許自主返納推奨者：認知症の疑いがある人
道路交通法において、認知症であることが判明したとき、欠格事由として定められているため、「認知症」の人は自主返納の対象としていない。
- 公費で多額の給付金を支給するため、制度の対象とする人には厳密な診断が必要
- 早期受診、早期診断を促進するために事前診断を推奨

<検討事項> →参照：資料8

- 診断する医師、医療機関、フォーマット等の検討
- 認知症検診制度の導入
 - ・スクリーニング（無料検診を検討）→臨床確定診断（保険診療）の流れ
 - ・委託先の候補
- 医療機関への受診誘導
 - ・スクリーニング（検診用）無料券配布が必要かどうか検討
 - ・保険診療の自己負担金部分の助成（全額あるいは一定額助成）も検討
- 認知症初期集中支援チームとの連携
 - ・認知症サポート医、各区チームとの連携のしくみも検討
- 事後診断の場合
 - ・認知症の診断を受けていない場合の診断依頼先（認知症疾患医療センター等）の検討
- 現在「認知症」と診断を受けている人の再診断の必要性
 - ・移行措置の検討（認知症高齢者生活自立度ⅢとⅣは再診断なし等）
→参照：参考資料4